明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正する規則（原子力規制委三）　一
〔告　示〕
○国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及び個人を指定する件の一部を改正する件（外務二八一）　六
○国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦の団体を指定する件の一部を改正する件（同二八二）　七
○男女雇用機会均等対策基本方針（厚生労働二一八）　七
○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件（同二一九）　一五
〔官庁報告〕
官庁事項
令和四年度第四・四半期における予算使用の状況（内閣）　一六
令和四年度第四・四半期における国庫の状況（同）　一六
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　一五
裁判所
破産、免責、再生関係　一七
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒処分関係　二九
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　二四〇
会社その他
会社決算公告　二四三

規　則

○原子力規制委員会規則第三号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十五条第一項、第五十五条の三第一項、第五十七条の五第二項、第五十七条の五第三項において読み替えて準用する同法第十二条の六第三項、第五十七条の六第二項及び第五十七条の六第四項において読み替えて準用する同法第十二条の七第四項を実施するため、並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第三十八条第二項の規定に基づき、核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年六月二十八日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介